



2024年5月21日

各 位

会社名 名古屋電機工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 服部 高明
(コード番号 6797 東証スタンダード・名証メイン)
問合せ先 取締役 鬼頭 達史
(TEL. 052-443-1111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2024年6月25日開催予定の定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 経営理念の実践に関する定款変更

当社は、経営理念を軸にした事業活動を通じて社会的課題を解決し、社会の発展に貢献できるよう努めてまいりました。今後も経営理念を実践し、社会の発展と企業価値の向上に努めてまいります。そのような当社のめざす姿について株主の皆様をはじめとするステークホルダーと共有するため、現行定款に経営理念の実践を記載したく存じます。

(2) 本店所在地の変更

当社は、本社・工場を統合し、より業務運営体制の効率と組織の強化を図るために、本店を変更することといたしました。本店所在地変更に伴い、現行定款第3条の本店の所在地を名古屋市から、愛知県あま市に変更するものであります。この変更は、本店所在地の変更日をもって効力を生じるものとし、その旨の附則を併せて規定するものであります。なお、当該附則は効力発生日経過後に削除するものといたします。

(3) 企業買収における行動指針について

現行定款第21条では、経済産業省・法務省により2005年に公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に基づいた用語（買収防衛策）を用いておりましたが、経済産業省により2023年8月に「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」が公表されたこと等に伴い、変更案第22条のとおり用語の変更（買収への対応方針）を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(商号) 第1条(条文省略)	(商号) 第1条(現行どおり)
(新設)	<u>(経営理念の実践)</u> <u>第2条</u>

現行定款	変更案
<p>(目 的) 第<u>2</u>条 (条文省略)</p> <p>(本店の所在地) 第<u>3</u>条 当社は、本店を<u>名古屋市</u>に置く。</p> <p>第<u>4</u>条～第<u>20</u>条 (条文省略)</p> <p>(買収防衛策) 第<u>21</u>条 当社は、株主総会の決議により、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上のため、当会社株券等の大量買付行為への対応策(買収防衛策)に関する事項(当該対応策に基づく対抗措置に関する事項を含む。)について決定することができる。当社は、当該対応策に基づく対抗措置として、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議に基づく取締役会決議により、新株予約権者のうち一定の者に対する差別的行使条件および取得条項を付した新株予約権の無償割当てを行うことができる。</p> <p>第<u>22</u>条～第<u>45</u>条 (条文省略)</p>	<p>当社のめざす姿勢を次のようにする。 <u>(1) 当社は、創業から続く不変の価値観である「正々堂々」をよりどころに、安全・快適で豊かな社会の実現のために、つねに名古屋電機工業の歩む道<NEW(NAGOYA ELECTRIC WORKS)WAY>を探究し、新たな価値を提供することをコーポレートミッションと定め、得られた利益を将来の成長投資および、すべてのステークホルダーに還元するために、長期的な視点を持って継続して利益を得られるように成長し続ける。</u> <u>(2) 長期的に成長できる強固な経営基盤を確立するためにソリューション創出型企業への進化を目指し、他社との連携、オープンイノベーションの活性化を通じて、社会的課題の解決を図る。</u> <u>(3) 株主の皆様・国内外のお客様・取引先の皆様・地域社会の皆様・従業員等すべてのステークホルダーの価値増大をはかるとともに良好な関係の発展・維持に努める。</u> <u>(4) これらの浸透と実践を通じて、資源循環型・自然共生型の社会、持続可能な社会の実現に貢献する。</u></p> <p>(目 的) 第<u>3</u>条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地) 第<u>4</u>条 当社は、本店を<u>愛知県あま市</u>に置く。</p> <p>第<u>5</u>条～第<u>21</u>条 (現行どおり)</p> <p>(買収への対応方針) 第<u>22</u>条 当社は、株主総会の決議により、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上のため、当会社株券等の大量買付行為への対応方針(買収への対応方針)に関する事項(当該対応方針に基づく対抗措置に関する事項を含む。)について決定することができる。当社は、当該対応方針に基づく対抗措置として、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議に基づく取締役会決議により、新株予約権者のうち一定の者に対する差別的行使条件および取得条項を付した新株予約権の無償割当てを行うことができる。</p> <p>第<u>23</u>条～第<u>46</u>条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>第2条</u> <u>本定款第4条（本店の所在地）の変更は、2024年7月31日までに開催される取締役会において決定する日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則第2条は、当該効力発生日の経過によりこれを削除する。</u></p>